

新座市企業告示第 1 号

新座市水道事業給水装置の構造及び材質に関する取扱要綱を次のように定める。

令和4年1月20日

新座市水道事業管理者

新座市長 並木 傑

新座市水道事業給水装置の構造及び材質に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号。以下「条例」という。）第7条の2の規定に基づき、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から水道メーター（以下、「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具（以下、「メーターまでの給水装置」という。）の構造及び材質の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(メーターまでの給水装置の構造及び材質)

第2条 メーターまでの給水装置の構造及び材質は、次の各号に定める基準に適合したものでなければならない。

- (1) 給水管は、1宅地につき1給水引込みを原則とし、敷地に対し垂直に布設すること。
- (2) 同一の給水管に使用する分水栓は、1個とすること。
- (3) 給水管等の口径は、その用途の所要水量及び同時使用率を考慮して、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でない範囲で定め、かつ、分岐しようとする配水管の口径より2ランク以下のものとする。
- (4) メーターは、水平に設置すること。
- (5) 分水栓は、交差点内等の配水管が入り組む箇所で、かつ、3箇所以上設置されている仕切弁の内側を避けて設置すること。
- (6) メーターまでの給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、メーター等の給水用具をもって構成し、市長が定める附属具を備えること。

(7) メーターまでの給水装置の材質は、口径50ミリメートル以下を水道用波状ステンレス鋼管（SUS-316。直管含む。）とし、口径75ミリメートル以上をGX形ダクティル鋳鉄管とすることを原則とする。なお、メーターを道路境界から1m以内の位置に設置できる場合に限り、その間に乙止水栓を設置し、乙止水栓以下を耐衝撃性硬質塩化ビニル管とすることも可とする。

(8) メーターまでの給水装置に用いようとする給水管及び給水用具については、以下の別表に定めるものを標準とする。なお、異種金属を接続する場合は、絶縁機能を有する構造とすること。

品名		規格	形質	適用
管類	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115	SUS-316	連合管用
	水道用波状ステンレス鋼管	JWWA G 119		
	GX形ダクティル鋳鉄管	JWWA G 120 JDPA G 1049	φ75mm以上	
継手類	水道用ステンレス鋼管継手 フレキシブルチューブユニット	JWWA G 116 又は規格準拠品 新座市指定品	伸縮可とう式継手 (SUS-316 溝付け用ワンタッチ式) ステンレスフレキシブルチューブ (SUS-316) に継手類（直結ナット、ユニオンシモク、絶縁部材）と 接合	分岐用・ 水道メー ター用
	GX形ダクティル鋳鉄管継手	JWWA G 120 JDPA G 1049	φ75mm以上	
分岐用類	水道用サドル付き分水栓 (ステンレス製)	JWWA B 139	分岐口径 φ25mm、φ50mm	密着コア 使用
	不断水式割T字管	新座市指定品	分岐口径 φ75mm以上	
弁類	ボール式止水栓（右開き）	JWWA B 108 又は規格準拠品	乙型（SUS-316）	連合管用
	レバー式逆止弁付ボール止水栓	新座市指定品	レバー型	
	仕切弁	新座市指定品 (右開き)	水道用ソフトシール弁	
水道メーター		新座市貸出品		

2 メーターまでの給水装置を撤去しようとする者は、条例第5条の規定に基づく給水装置の撤去の申し込みを行うとともに、撤去する給水装置について次の各号に掲げる構造としなければならない。

- (1) 分水栓が設置されている箇所については、分水止めを施し、分水栓キャップを設置すること。
- (2) 分水栓が設置されていない箇所についても、分岐部分から撤去すること。
- (3) 撤去の範囲については、メーターまでの給水装置すべてを対象とする。

(給水管埋設の深さ)

第3条 国、県及び市道における給水管の埋設の深さは、各道路管理者の定めるところにより布設すること。なお、私道における給水管の埋設の深さは、平成11年3月31日付け建設省道政発第32号建設省道国発第5号「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」及び平成11年3月31日付け建設省道路局路政課、国道課事務連絡「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する取扱いについて」に準拠し、埋設する道路の舗装の厚さ(路面から路盤の最下面までの距離をいう。)に30センチメートルを加えた値(当該値が60センチメートルに満たない場合は、60センチメートル)以下としてはならない。

(給水装置工事の設計、設計審査及び施工の基準)

第4条 給水装置工事の設計、設計審査(使用材料の確認を含む。)及び施工の基準については、別に定めるところによる。

(受水槽の設置等)

第5条 一時に多量の水を使用する箇所その他必要と認める箇所には受水槽を設けるものとし、その設備の設置については、別に定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、施工方法その他の給水装置工事に關し必要な事項については、インフラ整備部長が別に定める。

附 則 (令和4年1月20日告示)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。